

2008.1.15 / Vol.20

# 1880年代教育史研究会 ニュースレター

第20号

## 目次

### [連載]

神辺 靖光 「学区の思想 (18)」…………… 2

### [個人研究]

谷本 宗生 「近代日本の官立高等教育機関の設置について  
: 試論」…………… 3

富岡 勝 「尋常中学校から高等学校への接続と校友会 (1)」… 4

### [史料紹介]

田中 智子 「東書文庫久保田讓旧蔵文書について」…………… 5

※ 東書文庫久保田讓関係〔カ〕史料目録…………… 6

鄭 賢珠 「東書文庫明治廿三年久保田讓視察報告書」…………… 8

佐喜本 愛 「肥後育英会設立趣旨書並会則」…………… 9

[お知らせ]…………… 11

[連載]

## 学区の思想 (18)

神 辺 靖 光

大学区会議は小学校、師範学校の教則、試験法、教科書、教授法等の情報交換の場であって学校設置についての議論はなかった。提案もできなかった。大学区に徴税権がなく、財源を持たなかったからである。大学区会議は所詮、区内府県の臨時的な合同会議であり、恒常的な学校設置維持については議論できなかったのである。

1878年の地方税規則でそれまでの府県税と民費が改められたが、「学制」公布以降の学校設置維持費は専ら民費によっていた。「教育ノ設ハ人々自ラ其身ヲ立ルノ基タルヲ以テ其費用ノ如キ悉ク政府ノ正租ニ仰クベカラザル論ヲ待タズ」という趣旨から「一切ノ学事ヲ以テ悉ク民費ニ委スル」(学制第89章)とされたからである。

民費とは幕藩時代から続いていた村入用(むらにゆうよう)町入用(まちにゆうよう)の慣行を借りて政府や府県が官費と区別するために用いた用語である。もともとは村民、町民から貧富に応じて徴集した金員を村限り町限りの道普請や災害防止、防犯、互助等、町村内公共費として使ったものであった。これを政府や府県は府県民公共のためと拡大解釈し、橋梁改修の大工事や学校設置維持、はては警察署建築まで、民費でまかなうようになった。まさに府県税、町村税と変らないものになったのである。

学校設置維持は学区の任務であったからそのための民費徴集は学区で行っている。「中学ハ中学区ニ於テシ、小学ハ小学区ニ於テ其責ヲ受クルヲ法トス」と「学制」にある(第98章)。

小学区は戸籍区のいくつかの小区からなり、戸籍小区はまた、いくつかの自然村、部落からなりたっているから小学区内民費は一村限りで行えず、数村、数十村にまたがる広域民費になる。1874年2月、飛騨国信包村にできた小鷹利小学校の設立

伺(筑摩県宛)をみると次のようである。まず学校位置

第弐大学区筑摩県管下ニ拾番中学区第三十三番小学飛騨国吉城郡の信包村

学区名のほかに旧国名、新県名、郡村名が縄をなうように混じりあっている。こうしなければ住民に所轄県と学区と住所をわからせることができなかった。小鷹利小学校は220人の生徒を予定していた。その年間費用は123円97銭7厘5毛である。うち授業料収入予定は5円。生徒一人の月謝に直すと2厘弱である。あとはすべて民費による。この民費徴集の責任は第三十三小学区を構成する各自然村の学校世話役や戸長等が背負うことになる。「設立伺」の末尾に畑村、笹ヶ洞村、寺地村、谷村の学校世話役惣代の名が連ねられており、そのあとに信包村谷村笹ヶ洞村寺地村の副戸長と黒内村大村畦畑村の副戸長惣代と戸長の名が連記され、最後にこの第二拾番中学区の学区取締で第三十三番小学区担当の柏木酒の書名が据るという書式になる(仲新『明治初期の教育政策と地方への定着』所収)。

吉城郡の小鷹利小学校は郡内の7ヶ村からなる第三十三番小学区の学校であるから7ヶ村の学校世話役や戸長、副戸長の名が並ぶのである。戸長や副戸長が3ヶ村、4ヶ村を代表しているのはこの数箇の自然村を合併して戸籍区としての小区ができたからである。従って学区内の民費集金と言っても小学区を構成する小区、さらにそれを構成する旧村、自然村にまで下って底辺の実力者が動かなければ実効は生まれなかったのである。府県の民費とは言うものの旧時代の村入用の徴集と変らなかったと言えよう。

中学区の場合はどうか(続く)

## [個人研究]

## 近代日本の官立高等教育機関の設置について：試論

谷本 宗生

ここ数年、1880年代を主眼とする本研究会をはじめとして、近代以降の金沢を対象にしながら、近代日本の官立高等教育機関の設置について考察を続けている。以下に、これまでの考察を踏まえた試論を少し示してみたい。官立の高等教育機関の設置は、文部省の政策判断と地域社会の教育政策、設置を希望する地域間の競合関係などが交錯する過程を呈している。文部省は、官立高等教育機関の設置にあたって、政策上大綱的な指示（青写真の掲示）にとどめ、設置を希望する地域や関係学校の自主性にできる限り委ねる姿勢をみせる。高等教育機関の設置にかかる敷地・建物・設置費用を地域の側から自主的に国に提供させるように、地元地域の誘致熱を巧みに喚起・利用して、官立の高等教育機関を全国的に設置・配備していったものと思われる。

官立の高等教育機関の設置は、“地域自らの手で学校をつくる”といった公立的な要素を多分に内包したものであったといえる。本来、設置主体と設置費用の負担でいえば、官立であれば設置主体は国であるゆえ、設置費用等は国が負担すべきものである。設置者と実際の設置費用の負担者との乖離が生じるというのは日本的な特徴ではないだろうか。設置費用の負担を国から一方的に強制された結果ではなく、地元の地域社会から率先して自主的に寄附提供するかたちであった。自己負担をとまなう行為を前提として、官立の高等教育機関の設置をもとめる活動、誘致運動を熱狂的に展開していく傾向がみられた。

近代日本の学校をめぐる民衆と国家のもたれ合いについて、佐藤秀夫は次のように鋭く指摘している。「国家制度として設立された学校制度に自己の欲求や願望の実現を託し、かつそれらを適えてくれるように制度がある程度機能している限りは、

あたかもそれが自分たちのつくり出した制度であるかのようにみなして支持・協同する、こうして国家の制度を「自家菓籠」中に取り込んでいく、という民衆的性格が日本の公教育学校には刻印されていた。」（『近代日本の学校観 再考』『教育学研究』58巻3号、1991年）。官・民挙げての誘致運動の高揚は、介入した中央及び地域関係者らの思惑・利害の交錯であり、結果としてみれば公立の高等教育機関の設置といった選択肢を抑制することになり、国家における高等教育体制（国家・地域・個人のもたれ合い構造）を維持・安定させたのではないかと思われる。

大正期に開かれた臨時教育会議の審議過程でも、江木千之委員から官立高等教育機関の設置にあたって、地元が無理な財政支出を強制する懸念は生じないかという質問があり、沢柳政太郎委員が「地方ニ高等教育ノ中心ガ出来タト云フコトニナリマスレバ余程其一国、一県ノ精神上ノ向上ヲ図リ、其学校ガ中枢ニナルト云フコトデ余程大イナル利益ヲ受ケルモノデアリマスカラ、府県ノ資力ノ許ス限りニ於テ、適当ナル範囲ニ於テ寄附ヲスルト云フコトハ私ハ敢テ差支エナイコトデハナイカ」（1917年11月1日）と答弁している。明治期の官立高等教育機関の設置にみられた様相、設置を希望する地域側からの「寄附金」の提供行為は、大正期以降の多くの官立高等教育機関の設置にあたって踏襲され、政府も自主的な寄附金の提供行為ゆえ問題ないと捉え、国家財政の低減をはかる上でも、順次設置を目指す官立高等教育機関の設置計画において、地域からの多額な寄附金は必要不可欠なものとされたといえよう。政策上の設置力学において、地域社会の教育事情や学校誘致の運動などが実際に重要であったと思われる。

## [個人研究]

## 尋常中学校から高等学校への接続と校友会（1）

— 三井原仙之助『全国公立尋常中学校統計書』（1898年）を手がかりに —

富岡 勝

前号は、「済々黌と高等中学校(1)」を書いたが、まだ史料を集めることができなかつたので、別のトピックについて書いておきたい。

尋常中学校から高等中学校への接続関係を知るために、各尋常中学校からどこの高等中学校へ何名入学したかという数字は基礎的データとなるであろう。これらのデータは、各校の資料からこつこつと集めていく必要があるが、大まかな傾向を推測するための手がかりとして、1898年に三井原仙之助編『全国公立尋常中学校統計書』（1898年、開発社）に掲載されたデータを紹介したい。なお、この本は国立国会図書館の近代デジタルライブラリーで閲覧可能である。

編者の三井原仙之助は、1895年1月から1901年4月にかけて東京府尋常中学校の書記を務めた人物であると思われる。同書の冒頭には、東京府尋常中学校長勝浦頼雄による序文が寄せられている。それによれば、1891年より第一高等中学校設置区域内の尋常中学校長の会議の際、各校の現状の一覧表を作成してきたが、これを発展させて全国の公立尋常中学校に紹介してまとめたのが同書

であるという。

同書には、生徒数、生徒族籍、入学試験応募者数、経費、生徒年齢などとともに、「前々年度卒業生中前年度入学セシ諸学校別人員」がまとめられている。これを利用すれば、1896年度に各尋常中学校を卒業して翌年度に各高等学校に入学した人数を知ることができる。

また、「校友会ノ有無及其事業ノ種類」もまとめられているので、校友会の有無や内容がある程度わかる。ただし「校友会」という名称は、東京府尋常中学校での校友会組織の名称であり、必ずしも一般的なものではなかつたので、校友会の有無自体も含めて現在調査中である。しかし、今回は大まかな傾向を知りたいので『全国公立尋常中学校統計書』を利用して、各尋常中学校を卒業して翌年度に各高等学校に入学した者の人数と、各尋常中学校の校友会の有無をまとめた。

まとめたデータを全部載せるとスペースを取りすぎるので、卒業の翌年度に各高等学校に入学した人数の多い尋常中学校を上位9校のみ、紹介しておきたい。

尋常中学校名	高等学校への入学 者数	主な内訳	校友会の有無	備考
山口県	51	山口 51名	有	
東京府	47	一高 38名、二高 7名	有	
東京府開成	38	一高 28名、二高 5名	有	
高知県	21	五高 14名、三高 7名	有	
東京府城北	20	一高 9名、二高 7名	有	
佐賀県	20	五高 16名	有	
京都府	19	四高 12名、三高 6名	有	
岡山県岡山	19	一高 18名	有	
愛媛県	19	五高 15名	有	

このデータが何を意味するのか、次回、もう少し考えてみたい。(以下次号)

## [史料紹介]

## 東書文庫久保田讓旧蔵文書について

田中 智子

佐藤秀夫氏の論文「一八九〇年の諸学校制度改革案に関する考察」(『教育の文化史1 学校の構造』所収)において分析対象となっている「五学校令案」は、東書文庫「久保田讓旧蔵文書」中に含まれていると明記されている。ところが、この史料群自体については、どこにも詳細が記されていない。以前より気になる存在であったが、昨年12月27日、鄭賢珠さんと東書文庫を尋ねる機会があり、若干の知見を得ることができた。

まず、現在の東書文庫に、「久保田讓旧蔵文書」と題する史料群がまとまって保管されているわけではない。佐藤氏が当該史料群名を書き記した際の根拠も現在のところ不明であり、その全貌や収集のいきさつについては、類推を重ねるしかない。

私たちの採った方法は、上記「五学校令案」(小学校令案・中学校令案・師範学校令案・大学令案・専門学校令案)に付された番号の前後に着目することであった。東書文庫は所蔵史料目録を刊行しているので、まずこの目録をひもといたが、史料の受入順ではなく、内容に基づく分類順に請求番号が付され、目録の調製が行われているため、有効な方法とはならなかった。史料伝存経緯の究明は早々に暗礁に乗り上げたかにみえたが、東書文庫のスタッフの方のご好意により、文庫創設当初の史料受入台帳を拝見させていただくことができた。これは、史料一点一点に関わる受入当初の記録であり、上述請求番号とは異なる登録番号が受入順に付され、購入年月日・購入元・価格等も明記されていて、「久保田讓旧蔵文書」について推察する手がかりとなるものであった。

私たちは、「五学校令案」と同日に同じ書店

から購入された史料約70点をリストアップした(別表参照)。これらが「久保田讓旧蔵」であるとの直接的証拠は見つけられなかったが、このなかの史料数点に久保田の押印があり、作成の時期から見ても、久保田の手元に残された一連の史料群であった可能性は大いにある。

久保田の没年は1936(昭和11)年であるが、台帳によれば、当該史料群が東書文庫に受け入れられたのは1938(昭和13)年4月である。1934(昭和9)年、東京書籍の会社創設25周年を記念して設置された東書文庫は、1936(昭和11)年より教科書を中心とした収集史料の公開を開始した。スタッフの方によれば、初代館長の細江氏が、古本屋などからの精力的な資料収集を進めたとのことである。久保田逝去の直後に市中に流れ出た史料を、この館長が購入した可能性が高いのではなかろうか。

佐藤氏の世代にとっては、この史料の伝存経緯は耳学問によって自明のことであったのかもしれない。氏もこの世を去られた今日、残された痕跡から以上のような仮説に行きついた次第であるが、何かご存じの方がおられれば、是非ともご教示をたまわりたく思う。

なお、東書文庫では、この史料群受入の三ヵ月後、引き続いて別の二書店から明治期文部省関連の一次史料約20点を購入している。これらが誰の手元に残された史料群であったかは不明であるが、一連の登録番号をもつため、前掲別表に一括してリスト化した。合わせてご参照いただければ幸いである。

東書文庫久保田譲関係[力]史料(未定稿、受入台帳4より)

請求番号	登録番号	著者	書名	出版元	出版年	販売元	購入年月日	備考
101-289	15200	ジョン・デューイー著 文部省(馬場是一郎)訳	学校と社会	東京日本書籍株式会社	明治38年	巖南堂	1938.4.20	
112-80	15201	文部省編	欧州各国大学制度綱領(大学制度調査資料第一編)	[文部省]	明治35年	巖南堂	1938.4.20	
112-80	15202	文部省編	欧州諸国大学便覧(同第二編)	[文部省]		巖南堂	1938.4.20	
112-80	15203	文部省編	米国大学論(同第三編)	[文部省]		巖南堂	1938.4.20	
112-80	15204	文部省編	独乙大学二関スル諸法令(同第四編)	[文部省]		巖南堂	1938.4.20	
112-80	15205	文部省編	伊国高等教育法案(同第五編)	[文部省]		巖南堂	1938.4.20	
115-35	15206	文部省編	視学官巡回路程及日数概算表			巖南堂	1938.4.20	
111-23-1	15207	[文部省]編	中学校令案			巖南堂	1938.4.20	
122-10	15208	文部省(三島通良)編	就学年齢問題	文部省	明治35年	巖南堂	1938.4.20	
111-5-1	15209	[文部省]編	小学校令案	文部省	明治23年	巖南堂	1938.4.20	
111-22-1	15210	[文部省]編	大学令案	文部省		巖南堂	1938.4.20	
111-21-1	15211	[文部省]編	専門学校令案	文部省		巖南堂	1938.4.20	
111-20-1	15212	[文部省]編	師範学校令案	文部省		巖南堂	1938.4.20	
112-87	15213		李国伯林市補習学校管理二関スル原則 1887年制定			巖南堂	1938.4.20	久保田の押印
112-89	15214	文部省普通学務局訳	李国女教員及女学校長試験規則(文部省普通学務局)	(文部省普通学務局)		巖南堂	1938.4.20	
111-1	15215	文部省編	文部省示諭		明治15年序	巖南堂	1938.4.20	
161-44	15216	玉利喜造	実業教育及倫理教育		明治37年序	巖南堂	1938.4.20	
198-45	15217	玉利喜造	官撰尋常小学読本の批評			巖南堂	1938.4.20	
104-2	15218	文部省官房編	教科書国定二就テ(菊池文部大臣演説大要)	[文部省官房]	明治36年	巖南堂	1938.4.20	久保田のサイン
116-9	15219	御園生金太郎編	国民教育戦時講話巻一	東京日本書籍株式会社	明治38年	巖南堂	1938.4.20	
116-9	15220	御園生金太郎編	国民教育戦時講話巻二	東京日本書籍株式会社	明治38年	巖南堂	1938.4.20	
112-29	15221	文部省普通学務局(吉田熊次調)編	普佛戦争と独乙一般教育	[同局]	明治38年	巖南堂	1938.4.20	
115-10	15222	沢柳政太郎	教育者の精神	東京富山房	明治28年	巖南堂	1938.4.20	
101-295	15223	中島半次郎	戦後の教育	東京目黒書房	明治38年	巖南堂	1938.4.20	
112-82	15224	文部省(土屋政朝)編	仏国中学ノ構成	[文部省]	明治37年	巖南堂	1938.4.20	
112-81	15225	文部省編	仏国中学及高等女子教育	[文部省]	明治35年	巖南堂	1938.4.20	
113-6	15226	黒田定治	単級教授成績報告	[東京高等師範学校]	明治21年序	巖南堂	1938.4.20	
104-3	15227	文部省官房編	文部省夏期講習会ニ於ケル久保田文部大臣演説(明治37年7月25日)	[同]	明治37年	巖南堂	1938.4.20	
110-82	15228	文部省普通学務局編	尋常師範学校諸規則説明書 明治25年発布	[同]	明治25年	巖南堂	1938.4.20	
110-76	15229	学制研究会編	学制改革に関する研究顛末		明治42年	巖南堂	1938.4.20	
101-19-16	15230	文部省編	地方教育趨勢一斑		[明治36年]	巖南堂	1938.4.20	
110-72	15231		学校教員学術上及実務上資格規則案(第二号中学校教員部)		[明治21年]	巖南堂	1938.4.20	
104-27	15232	木村匡編	井上毅君教育事業小史	東京安江正直	明治28年	巖南堂	1938.4.20	
101-296	15233	上田万年	普通教育の危機	東京富山房	明治38年	巖南堂	1938.4.20	
111-24	15234	文部省訳	中等学科に関する法令(1902年6月7日仏蘭西国学政全誌第1522号)	[文部省]	明治37年	巖南堂	1938.4.20	
112-64	15235	文部省普通学務局訳	英国初等学校学制	[同]	明治25年	巖南堂	1938.4.20	
113-23	15236	文部省普通学務局編	戦時地方に於ける教育上の経営	[同省官房]	明治38年	巖南堂	1938.4.20	
112-79	15237	シナイデル著 文部省普通学務局訳	李国官立師範学校教程及教則	[同]	明治25年	巖南堂	1938.4.20	
112-90	15238	シナイデル著 文部省普通学務局訳	李国小学校教員中等学校教員及校長試験規則	[同]	明治25年	巖南堂	1938.4.20	
113-7	15239	高等師範学校(勝田松太郎)編	高等師範学校附属学校単級教場報告	[同校]	明治25年序	巖南堂	1938.4.20	久保田の押印
112-68	15240	寺田勇吉訳	普国ジュッセルドルフ県単級小学教則(附プロイセン王国半日学校教科目)			巖南堂	1938.4.20	
	15241	[文部大臣官房文書課]編	文部省布達全書 明治4. 明治5	[文部省]		巖南堂	1938.4.20	
	15242	[文部大臣官房文書課]編	文部省布達全書 明治6	[文部省]		巖南堂	1938.4.20	
	15243	[文部大臣官房文書課]編	文部省布達全書 明治7	[文部省]		巖南堂	1938.4.20	
	15244	[文部大臣官房文書課]編	文部省布達全書 明治8	[文部省]		巖南堂	1938.4.20	
	15245	[文部大臣官房文書課]編	文部省布達全書 明治9. 明治10	[文部省]		巖南堂	1938.4.20	
	15246	[文部大臣官房文書課]編	文部省布達全書 明治11. 明治12	[文部省]		巖南堂	1938.4.20	
	15247	[文部大臣官房文書課]編	文部省布達全書 明治13. 明治14	[文部省]		巖南堂	1938.4.20	
	15248	[文部大臣官房文書課]編	文部省布達全書 明治15	[文部省]		巖南堂	1938.4.20	

111-31	15249	[文部大臣官房文書課]編	文部省達全書 明治16	[文部省]	明治17年	巖南堂	1938.4.20	
	15250	[文部大臣官房文書課]編	文部省達全書 明治17	[文部省]	明治17年	巖南堂	1938.4.20	
	15251	[文部大臣官房文書課]編	文部省達全書 明治18	[文部省]		巖南堂	1938.4.20	
	15252	[文部大臣官房文書課]編	文部省命令全書 明治19	[文部省]		巖南堂	1938.4.20	
	15253	[文部大臣官房文書課]編	文部省命令全書 明治20	[文部省]		巖南堂	1938.4.20	
	15254	[文部大臣官房文書課]編	文部省命令全書 明治21	[文部省]		巖南堂	1938.4.20	
	15255	[文部大臣官房文書課]編	文部省命令全書 明治22	[文部省]		巖南堂	1938.4.20	
	15256	[文部大臣官房文書課]編	文部省命令全書 明治23	[文部省]		巖南堂	1938.4.20	
	15257	[文部大臣官房文書課]編	文部省命令全書 明治24	[文部省]		巖南堂	1938.4.20	
	15258	[文部大臣官房文書課]編	文部省命令全書 明治25	[文部省]	明治26年	巖南堂	1938.4.20	
	15259	[文部大臣官房文書課]編	文部省命令全書 明治26	[文部省]	明治27年	巖南堂	1938.4.20	
	15260	[文部大臣官房文書課]編	文部省命令全書 明治27	[文部省]	明治28年	巖南堂	1938.4.20	
	15261	文部大臣官房文書課編	教育法令 明治28	同	明治29年	巖南堂	1938.4.20	
	15262	文部大臣官房文書課編	教育法令 明治29	同	明治30年	巖南堂	1938.4.20	
15263	文部大臣官房文書課編	文部省命令目録 自明治19 至明治25	同	明治27年	巖南堂	1938.4.20		
101-19-15	15264	文部省普通学務局編	全国中学校に關スル諸調査	同	明治38年	巖南堂	1938.4.20	朱印で大臣
112-83	15265	アレデリ・フク・ロース著 文部省実業学務局訳	独逸に於ける商業教育	同	明治38年	巖南堂	1938.4.20	
131-2	15266	エーレンベルヒ著 福田徳三訳	高等商業教育論	東京高等商業学校	明治31年	巖南堂	1938.4.20	
105-9-2	15267	文部省編	教育の効果に關スル取調(未定稿)	同	明治37年	巖南堂	1938.4.20	
110-61	15268		文部省学制及沿革概要		明治35年	巖南堂	1938.4.20	
109-4	15269	学制研究会編	小学校教科書事件善後策調査		明治36年	巖南堂	1938.4.20	
110-29	15270	学習院編	学習院教育要領	同	明治23年	巖南堂	1938.4.20	
	15271		教育科学	岩波書店		巖南堂	1938.4.20	
410-16-1	17280	内藤耻叟	小学修身訓 卷一	東京集英堂	明治25年	巖松堂	1938.7.20	
410-19-24-2	17281	内藤耻叟	小学修身訓 卷一 教師用	東京集英堂	明治25年	巖松堂	1938.7.20	
102. 1-42	17282	福岡孝弟	教育ニ關スル明治天皇ノ御内旨		明治15年	巖松堂	1938.7.20	現物所在不明
112. 1-1-1	17283		文部省海外留学生派出ノ件ニツキ諮詢會議筆記録	[文部省稿本]	明治16年	巖松堂	1938.7.20	7月、8月。明治十六年七月二十一日八月十一日諮詢会とあり。文部卿、浜尾、西村、久保田、伊沢、辻、中村の審議記録。哲学留学の必要など。
110-3-1	17284	河島醇	学制改正ニツキ河島醇ノ建議及本建議ニツキ福岡文部卿九鬼隆一加藤弘之等ノ朱批	[稿本]	明治15年	巖松堂	1938.7.20	1月。登録名:学制改正ニツキ建議
110-4-1	17285		地方教育視察意見書	[文部省稿本]	不明	巖松堂	1938.7.20	「弘毅」筆か。手書き。明治14年以降。
110-5-1	17286		地方教育視察意見ニ対スル弁駁書	[文部省稿本]	不明	巖松堂	1938.7.20	
110-86-1	17287	加藤弘之	米国政府ヨリ償金残額返還ノ節ヲ東京大学ノ財本ニ充当スベキ旨ノ陳情書		明治15年	巖松堂	1938.7.20	10月
112-67	17288	伊東平蔵訳	伊国文部月報抄訳	[文部省稿本]	不明	巖松堂	1938.7.20	
103-8	17289		[文部省]編輯局翻訳編纂書目録		年不明	巖松堂	1938.7.20	
310-15-1	17290		小学修身書編纂大意		年不明	巖松堂	1938.7.20	
110-87-1	17291	福岡孝弟	東京大学ニ於テ英語ヲ廃シ又独逸學術ヲ採ルノ件ニ係ル上申書	[文部省原本]	明治16年	巖松堂	1938.7.20	4月
110-88	17292		国学院拡張趣意書	[皇典講究所稿本]	年不明	巖松堂	1938.7.20	
169-1	17293	フェーゼン・マイエル述	貴族ノ教育(貴族教育論)		年不明	巖松堂	1938.7.20	
169-3-1	17294	福岡孝弟	皇族教育之儀上申		明治16年	巖松堂	1938.7.20	7月。ドクトル、ベルツ、ドクトル、グロード、ア、エツエレスニイ述(稿本)と添書あり。明治15年述か。
102. 11-36	17295		生坂藩池田家記録抄		年不明	佃書店	1938.7.20	写本
111-8-1	17296		私立学校条例草案		年不明	佃書店	1938.7.20	
110-60	17297		学制頒布ニ基ツキ入間県ニテ発セン説論		年不明	佃書店	1938.7.20	登録名:学制頒布ニ基ツケル説論
110-32-1	17298		中小学規則		明治3年	佃書店	1938.7.20	2月
111-9	17299		文部省蔵版翻刻ニ關スル布達	[文部省稿本]	年不明	巖松堂	1938.7.20	

## [史料紹介]

## 東書文庫「明治廿三年久保田讓視察報告書」

鄭 賢 珠

去年12月、田中智子さんに行った東書文庫史料調査中に、「獨逸・小学校・師範学校「ギムナジウム」大学及学務局等取調書」（請求記号112-36-2）と題名が付いている文書を見つけた。この仮の表紙には、「推定 明治廿三年久保田讓視察報告書」と書かれ、初代館長である細江省吾氏の印が押されていた。

会計局長久保田讓の欧米諸国への派遣は、1889年11月9日に閣議で決められ、12月1日午前9時出帆の船で欧州へ出発し、1890年10月29日に帰国した。この洋行の目的は、学校財務、教官恩給などの調査のためであるとされていたが、その詳細な内容はまだ知られていない。この史料が細江氏の推定どおり、久保田洋行の報告書であれば、その内容や意義を考える必要がある。

史料は、「獨逸小学校ノ事」「獨逸師範学校ノ事」「獨逸「ギムナジウム」ノ事」「獨逸大学ノ事」「獨逸学務局ノ事」といった内容で構成されている。それぞれの項目には、次の通りである。

## 「獨逸小学校ノ事」

小学校ノ設立、小学校設置区域、小学校ノ種類、小学校ノ教科及課業時間、小学校ノ費用及予算、小学校ノ会計検査、政府ノ補助、小学校ノ必要物件、小学校教員ノ資格、小学教員ノ任命、小学教員ノ俸給及待遇、小学校ノ教科書、小学校ノ建築

## 「獨逸師範学校ノ事」

師範学校ノ目的、師範学校ノ収入支出、予算調製、継続予算、決算、金庫、教員・定員及俸給、生徒定員、生徒費、建物ノ規模

及費用、附属小学校、予備校

## 「獨逸「ギムナジウム」ノ事」

「ギムナジウム」ノ種類及配置、「ギムナジウム」ノ財源、歳出歳入、授業料、予算、持主、持主ノ職権、教官試験、教官試験委員、教官ノ任免、教官ノ収入、教員ノ論文、教科書

## 「獨逸大学ノ事」

普国ノ大学ハ法人ナリ、法人タル大学ノ作用、大学ノ管理、大学ノ予算ト官立学校ノ予算トノ差、普国大学ノ財産、収入支出、特別支出、費用増加ノ傾向、剰余金処分、授業料、記名手数料、講義室料、実験費、私教授手数料、博士試験手数料、大学ノ組織、大学ノ官吏及教授、評議会、学生資格

## 「獨逸学務局ノ事」

州学務局ノ事（州学務局ノ組織、州学務局ノ職権）、県学務局ノ事（県学務局ノ組織、県学務局ノ職権）、地方学校監督ノ事（郡学校監督、市学校監督、町村学校監督）

注目すべきは、最初の「獨逸小学校ノ事」の表紙には、寺田印が押されていたことである。この文書の作成者あるいは回覧者、所有者を表すものであろうか。まず、寺田とはだれなのか。筆者は、洋行に随行した寺田勇吉ではないかと考える。第一高等中学校教諭兼文部属であった寺田勇吉は、文部属の資格で随行を命じられ、同行している。寺田は、1891年4月第一高等中学校大教場で、「獨逸国の学校」について行った講演のなかで、1889年から約11ヶ月間、往復の日数を除くと7~8ヶ月間教育の事務調査のために欧米各国を巡視したことに触れ、ド



イツには、一番永くいたと述べたうえでドイツの学校を視察した経験を語っている（『教育時論』217号、1891. 4. 25）。さらに、1891年4～5月にドイツ学校について『大日本教育会雑誌』にも連載している。

この報告書は寺田が作成者あるいは作成に深く関与したのではないだろうか。さらに、寺田は、久保田のブレインの一人ではないかと考えられる。既存の研究では井上文政期に活躍する寺田像が言及されることにとどまっているが、久保田が普通学務局長に就任し小学校令案改正の軸であった元普通学務局長で参事官江木千之が文部省を辞める際、その仕事を受け継いだとされることから、文部省政策の実務上で寺田と久保田とのつながりは深くなっていたと想像することができる。寺田は、その後文書課長、統計主任、参事官、書記官となり、教育政策のブレインの一人として活動していく。

ところが、この報告書が寺田によるものであると想定しても、その内容がなぜ洋行全体を網羅するのではなく、ドイツの学校や教育行政機構に限られていたのだろうか。この報告書が部

分的なもので、他の報告書が存在したかもしれない。しかし、ドイツに関してこのような些細な報告書が出されることは一つの特徴とも言えるのではないだろうか。当時の教育ジャーナリズムによると、久保田派遣の趣旨は、教育事業の発達に急いだために国力と事業との均衡が取れていないという学政上の問題、すなわち教育上の経済、特に学校財務、学校建築、教官恩給などに関する調査にあったとされる。この方面における法律構想や政策案のなかでドイツの情報ほどのように位置づけられたかの分析が必要とされる。もう一つ、『教育報知』によるとこの洋行には木村匡、河村重固も随行したとされる。二人とも1888年12月段階で文部属の身分で会計局に配置されていたが、閣議では「主任官欧米派遣並属官一名随行」とされ、その一名は寺田であった。そうであれば、この二人の派遣とその後の活動はどのようなものだったのか。今後さらなる調査が必要とされる（木村は非職高等商業学校教諭の身分で洋行）。

## [史料紹介]

### 肥後育英会設立趣旨書並会則

佐喜本 愛

2007年9月の熊本大会において熊本の私立学校「九州学院」について報告をした。地方の教育・人材育成が国家のそれに収斂していく「進学ルート」の形成の一端を明らかにしていくなかで、地方の有力者が官立学校への「進学」を援助する体制が組織化されていたことを指摘した。今回は明治27年に発足した「肥後育英会」の設立趣旨と会則の一部を史料として紹

介したい。時期的にこの肥後育英会と高等中学校は直接関係はない。しかし熊本と東京に事務所を構えていたこの会の特徴を示すと思われるので東京の発起人の名前を挙げておきたい。会の規模等については史料も乏しくまだ詳細は追えていないが学資が貸与される対象者として尋常中学済々黌が含まれていたことなど1890年代前後の教育の有り様を解明する手が

かりとして重要だと考えている。

#### 肥後育英会設立趣旨書

文明ノ世ニ生レ文明ノ学ヲ修メ以テ文明ノ業ニ服セントスル者ハ必ス左ノ三項ヲ具ヘサル可ラス。身体強健以テ苦学ニ堪フヘキ也。才器優裕以テ学業ニ任スヘキ也。資財足備以テ学資ニ給スルニ足ル也。此三項中其一ヲ欠ケハ未タ以テ可ナルヲ知ラサルナリ。

夫天ノ物ヲ生スルハ未タ尽ク完全無欠ナルコト能ハス。否ナ、人世ハ寧ロ虧欠不完ナルモノナリ。故ニ才力ニ富ム者或ハ身体ニ弱ク、身体ニ健ナル者或ハ才力ニ短シ。此ニ厚ケレハ彼ニ薄ク、彼ニ余アレハ此ニ足ラス。嗚呼天ノ物ニ於ル、何為ソ其レ如此偏頗ナル耶。之ヲ大空ニ問フモ其由ヲ知ル可ラス。唯当ニ人事ヲ尽シテ其欠ヲ補フヘシ。乃チ身体弱キ者ハ医薬之ヲ救ヒ以テ其幾分ヲ強クシ、才力短キ者ハ学問之ヲ磋キ以テ其幾分ヲ進ムヘシ。独リ学資給セサル者ニ至リテハ、他ノ義奨ニ拠リ助成ヲ籍ルニ非サレハ、則其玉成ヲ期ス可ラサルナリ。

抑二十五世紀ノ日本国ハ、人種競争各国雄視ノ衝ニ当ル人物ノ多寡學術進否ハ、実ニ民族ノ興亡ニ係ル。苟モ国家ヲ憂ヒ社会ヲ慮ル者ハ、固ニ応ニ同情同感ナルヘシ。然レトモ千里ノ行ハ蹊歩ニ始マル。天下ヲ慮ル者ハ当ニ一地方ヨリ着手スヘシ。於是乎、吾儕育英会ナルモノヲ興シ、肥後人ニシテ身体強健才力余アリ、高等ノ学科ニ志シ、熱心之ニ従事セント欲シテ学資給セス、空ク志ヲ吞テ伸ルコト能ハサル者ノ為メニ、貸費ノ途ヲ開キ、大ニ英才ヲ育成セントス。切ニ望ム、大方ノ有志者吾儕ノ微衷ヲ諒察シ、協力戮力以テ此挙ヲ濟サシメラレハ、独本人ノ大幸ノミナラス実ニ又国家社会ノ洪益ナラン。其方法規則ハ左ノ如シ。幸ニ詳覽ヲ賜へ。

明治廿七年三月

肥後育英会規則

#### 第一章 名称

第一条 本会ヲ名ケテ肥後育英会ト称ス

#### 第二章 目的

第二条 本会ノ目的ハ、肥後後進子弟ノ英才ヲ育成スルニアリ

#### 第三章 会員

第三条 本会ノ目的ヲ協賛シ、応分ノ金員ヲ寄付スル者ヲ以テ本会会員トシ、之ヲ分テ左ノ三種トス。

- 一 特別会員 金五拾円以上ヲ寄付スル者
- 二 通常会員 金拾円以上五拾円未滿ヲ寄付スル者
- 三 賛助会員 金拾円未滿ヲ寄付スル者

#### 第四章 事業

第四条 第二章ノ目的ヲ達センカ為メ、本会ハ肥後後進子弟ニシテ有為ノ見込アルモ学資支弁ノ途ナキ者ニ、相当ノ資金ヲ貸与スルモノトス。

#### 第五章 資金

第五条 本会ノ資金ハ会員ノ寄付金及其他ノ寄贈金ヲ以テ之ニ充ツ

#### 第六章

第六条 本会事務所ハ熊本及東京ニ置ク。東京ニ置クモノハ肥後倶楽部事務所ヲ以テ之ニ充ツ

<略>

#### 第九章 貸費生

第十七条 貸費ヲ受クルコトヲ得ルモノハ、左ノ各項ニ該当スル者ニ限ル。

- 一 肥後出生ノ者、及肥後ニ縁故アル者
- 二 身体健全ナル者
- 三 品行端正ナル者
- 四 資力ニ乏シキ者
- 五 二人以上ノ確實ナル証明者アル者

<略>

#### 第十章 学資貸与

第十九条 貸費ハ左ニ掲クル金額以内ニ於テ

評議員会ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム

- 一 帝国大学々生 一ヶ月拾円
- 一 高等商業学校生徒 同八円
- 一 各高等学校生徒 同八円
- 一 東京工業学校生徒 同八円
- 一 東京商船学校生徒 同八円
- 一 陸軍幼年学校生徒 同八円
- 一 成城学校生徒 同八円
- 一 海軍予備校生徒 同八円
- 一 尋常中学済々黌生徒 同五円

第二十条 貸費生ハ正当ノ事由ナクシテ二週

間以上引続キ休業シタルトキハ其間貸与ヲ

停止ス

(以下略)

肥後育英会発起人

東京ノ部

子爵長岡護美 安場保和 男爵米田虎雄 磯

部包義 浜田玄達 徳富猪一郎

子爵小笠原壽長 太田黒惟信 緒方正規 亀

井英三郎 横井時敬 田村政

田中賢道 野田豁通 藤村紫郎 藤嶋正健

古庄嘉門 古庄一雄 小崎義明 清浦奎吾

木下広次 北里柴三郎 清田直 白杉政愛

久野昌一 毛利莫

[お知らせ]

次回研究会は、谷本世話人幹事のもとで、2月中旬から3月中旬に東京で開催予定です。

またニューズレター21号の締切日は、2008年3月30日(日曜日)です。よろしくお願いいたします。(鄭)

「1880年代教育史研究会」ニューズレター 第20号 2008年1月15日発行
<研究会連絡先> 谷本宗生 「1880年代教育史研究会」事務局 〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学史史料室気付 <HP> <a href="http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/">http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/</a>
<原稿送付先> E-mail: hyunjjung4@hotmail.com 鄭賢珠 〒606-8203 京都市左京区田中関田町2-26 田中関田団地1-205